

掛川市教育委員会規則第14号

掛川市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年12月19日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市保育の実施に関する条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

保 育 所 入 所 承 諾 書

第 号
年 月 日

様

掛川市教育委員会 印

申込みのあった保育所への入所について、次のとおり承諾します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所する保育所の名 称及び所在地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料の月額及び納 入方法	円

(注)

- 1 保育料について変更のあった場合は、その旨を通知します。
- 2 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 保育の実施期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除します。
- 4 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

保育所入所不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市教育委員会 印

申込みのあった保育所の入所については、次の理由により入所できませんので、通知します。

対象児童	年 月 日生
理 由	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号を次のように改める。

保 育 実 施 解 除 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市教育委員会 印

次の児童について保育の実施を解除することにしたので、通知します。

入所する児童の氏名及び生年月日	年 月 日生
入所する保育所の名称	
保育の実施の解除の年月日	年 月 日
保育の実施の解除の理由	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。